

『電気工事業法・電気工事士法 申請・届出等の手引き』の改正部分

(令和6年3月29日改定)

1 電気工事士免状交付事務の委託に伴い、下記に係るものを改定する。

・申請書提出先・問い合わせ先

(旧) 〒753-8501 山口市滝町1番1号(山口県庁8階)
山口県産業労働部 産業政策課産業資源班
TEL(083)933-3155

(新) 〒753-0074
山口県山口市中央2丁目4-5 山口中企ビル3階
山口県電気工事工業組合
TEL:083-921-0885

・添付書類

(旧) 住民票(注)

(注) 都道府県知事が住民基本台帳法第30条の5第1項に規定する本人確認情報(住民基本台帳ネットワークにより閲覧する情報)を利用することができない場合に、添付するよう求めることがある。

(新) 住民票等(注)

(注) 運転免許証(両面)の写し、マイナンバーカードの写し(表面)などが提出書類として認められる。ただし、パスポートや健康保険証等のように書類作成後に申請者本人が自ら記入・修正するようなもの、民間が発行する会員証等については認められない。

また、有効期限のあるものは、提出を受けるときに有効期間内のものであること。有効期限のないものは申請前6ヶ月以内のもの。

・提出先

(旧) (2) 提出先

住所地を管轄する都道府県知事
(住民票上の住所が山口県内の場合は、山口県産業政策課)

(新) (2) 提出先

住所地を管轄する都道府県知事
(住民票上の住所が山口県内の場合は、山口県電気工事工業組合)